

保護林管理方針書について

平成 27 年 9 月に保護林制度の改正が行われ、平成 27 年 9 月 28 日付け 27 林国経第 49 号において、今後の保護林の設定・管理における基本的な考え方を示した保護林設定管理要領（以下「要領」という。）が定められた。

要領において、各保護林に次の事項を内容とする保護林管理方針書（以下「管理方針書」という。）を作成するものと定められている。

- I. 名称
- II. 面積
- III. 設定年月日、変更年月日
- IV. 位置及び区域
- V. 保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項
- VI. 保護・管理及び利用に関する事項
- VII. モニタリングの実施間隔及び留意事項
- VIII. 法令等に基づく指定状況
- IX. その他留意事項

関東森林管理局では今般の保護林の再編に伴い、管理方針書の記載要領に基づき、別紙のとおり各事項の記載内容を整理し、各保護林の管理方針書を作成することとしている。

管理方針書への記載事項

I. 名称

1. 対象保護林の名称
2. 担当の森林管理署等
3. 森林計画区名

II. 面積

保護林の設定面積（森林生態系保護地域、生物群集保護林については保存地区と保全利用地区の面積も記載）

III. 設定年月日及び変更年月日

1. 設定年月日…再編前の保護林が設定された年月日
2. 変更年月日…再編が反映された国有林野施業実施計画開始年月日

IV. 位置及び区域

1. 国有林名
2. 林小班（林小班数が多い場合には、指定林小班が判別できる図等を別添で代える）

V. 保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項

1. 設定目的
2. 保護・管理の対象
 - 名称
 - 学名
 - 保護林設定要領第4の3（2）の項目の中で該当するもの
 - 対象の現況
3. 保護林の特徴
 - 林況
 - 地況

VI. 保護・管理及び利用に関する事項

再編前の保護林台帳の記載内容をベースとし、統合される保護林等については検討

VII. モニタリングの実施間隔及び留意事項

モニタリング実施間隔及び理由。実施間隔については、モニタリング調査結果等を用いて検討する

VIII. 法令等に基づく指定概況

保護林内での保安林、自然公園等の指定状況

IX. その他留意事項

1. 当該保護林の名称変更・統合等に関する履歴
2. 当該保護林に係る文献、標識その他の施設の設置状況等

管理方針書（参考例）

名称	猿ヶ城シャクナゲ希少個体群保護林 (茨城森林管理署一八溝多賀計画区)		
面積	28.40ha	設定年月日	平成5年4月1日
		変更年月日	平成30年4月1日
位置及び区域 (森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、保全利用地区それぞれの位置及び区域)	茨城県北茨城市才丸山国有林 林小班：1021い、ぬ		
保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項	<p>設定目的 この地方では珍しい天然広葉樹林内にアズマシャクナゲが生育しており分布上稀な個体群であり、これを保護するため。</p> <p>保護・管理の対象 ○アズマシャクナゲ（学名：<i>Quercus crispula</i>）。保護林設定管理要領第4の3の（2）ウ：他の個体群から隔離された同種個体群に該当。分布は局所的であり、生育本数は少なく低木層で確認される程度だが、生育状態は良好。</p> <p>特徴 ・ブナ・クリ・コナラなどの天然生林。 ・基岩は花崗岩で、土壌型はBD。 ・標高760～940m。</p>		
保護・管理及び利用に関する事項	禁伐		
モニタリングの実施間隔及び留意事項	5年		
法令等に基づく指定概況	水源かん養保安林、保健保安林、都道府県立自然公園第2種特別地域		
その他留意事項	平成5年4月1日に猿ヶ城シャクナゲ植物群落保護林に設定され、平成30年4月1日に名称を猿ヶ城シャクナゲ希少個体群保護林に変更。		